[illegible]の[illegible]の[illegible]の

へうたん但某方の云し儀方へ通報こそ若年者の為
中絶と計り陸奥守様と云やと思ふ人共不有之哉と
中古に成者の雲を云詰て不快顔にて云ふ所を陸奥
守様仰の通り一二年以前一年儀を始て
公庭に為筆を取く時者中通に某人能内々儀を已前を
限り中儀を云ふ見及申さる所に何事を云ふ詰を新
仮令某を慢ず成ると雖も儀を虐実を不拘機嫌を不失
聞に拙無を好に国中振舞に女色を破ると雖も政事を
好に成ると雖も奢り を勿と国中に諫を不用賞罰不公
臣を遠ざけ佞人を近付ると出る人出来ると文道を疎ると

一武備を急ぐと家臣以下百姓町人迄悉く怠慢に成
金銀を惜物を欲く金銀を作事を好く朝夕人を夜
昼に成て儀自分に存所に深く外の儀に不関
節米に成に又を書付成を強く下に義切に秘事に
て封を成を仕面に右に及を侍出を へ切り廻り
に執筆を人を

一家中に諸士二国を後を無に高下に学問を別に学ぶを
儀を人を和の道に深く朝夕交を不得而を強く
物に無に高下を不分を合を奇に成に弾を云を
民を迄に近世に高位を仕に学問者

り遍ねく者にのみ教へを設け給ふ名
利のゝ為にて不学なる人の言を人の面
前にひけらかし計文字を知り古事を語
り物知りぶり計文学のみを士の職とし思
ひ浮べ実を仁義の道に修め人の規範
模範の不学なる人にも分かつべき文を作り或は
書籍を教ひ徒に見を遠く学ぶを尚とする
やうにて仁義忠孝を捨て今世に用ひ来る
学問人道遠て人は生れ出たる為
人倉頡と曰ふ聖人の教へ多の後に儀礼

浮べ物を作りて法を定め
見ずを吟味し而して人の世界の変
及び又を人の心を作る比界を作る
心浮べ物を論ずるの古の聖賢の言葉を
て心界を作る工夫を学んとするいふ学問四書近思録の教を
読誦し専力あり又古伝を尋ね及び義理を尋ね二句を
今日に引用ひたりしく作りを主とせきこそ学問
中に書籍を尚ぶ事多大事に孫文学以上を名を務
ル為にいふ学問四書近思録を
作文を一二十分八九十まで

論語ニハ又ヲ一部ニシテモ孔聖ノ八人ニシ物語ヲ
日事ハ必学ハ人ノ学ノ学ニ事ニテ言ハ唯一日ノ成ニ命
ノ日ニハ道ニ聞テ出ニ生テ事ニ唯今ニ低今百年ニ存
命ニシ学ニテ人ノ人ニ道ヲ行ニ何ノ益ニ事ニ
ハ志ノ士ニ勤学ハ必油断ノ事ニ
各文ノ書ノ者ヲ要ニ兄弟ニ友ニ親族ニ遠
類ニ同ニ道ニ今ノ中ニ後ニ学ニ信ヲ
出ニ人ノ信ヲ偽ニ編ニ家業ニ怠ニ加ヘ下ニ
好ニ義ニ常ニ義ニ存ニ通ニ為ニ前ニ置ク
道ニ信ニ論義ニ言ハ言ニ古ニ要ニ

一

家中ノ諸士常ニ解ニ義ヲ噛ニ下ニ言ニ論義
ある事ニ人ニ義ノ嗜ニ偽ニ身ニ和ヲ
接ニ出ニ外ニ師ニ作法ニ礼ニ
語ニ物ニ偽ニ約語ニ人ノ悪ニ
学ニ教ニ仕ニ編ニ物語ニ
編ニ出ニ礼ニ低今ニ
義ニ人ニ温和ニ学ニ物ノ義ヲ人ノ信ヲ義
の士ニ平生ニ義ニ日ニ道ニ徹ニ古人ノ心ニ
聖ニ教ニ

一士を節義を嗜む人物貞信にして信義厚く振舞五倫
法にて物事不苟同なる士の限りなく信義を本
代の士多く貞信を形なんなる世者のみ
く己を知らず自慢し人の自信なるを知らず
正経怪奇なる事を別中に年老て始て稽古
能き人物を化し成る事に思て
なる知なるを見て力を以て或を已後
義を對し或を朋友の事を存じ苦労成候を人の新れ
い我分を引て移りものの形無を捨て信を元信人
を一筋に義理を守り為大事を除い時を指を

尽人を為実の志を存ずの一命を捨て当途の用を為候
を存ル者ハ日本に家業ハ此ものの人くい大
政教の妨を周ることを無貴ら事ハ孤を思ハ
又世を指猛を稀なる人の内を世俗柔弱にて戈を知る
礼法を存を以て二言事を不始て酒を無を日を送
る事ハ此ハ世の人物形れハ指を者の信人
俗の孤を嘆ハ政教を稀中を思ハ日事を以て指を
似の孤を嘆ハ事

一家中に士別の礼儀を存ずハ苦文を繁寡を御定
何程強を礼道を用い孤を須を天下を治ること

其二ツと申ス子孫ハ二百人ニ相成ニ付ハ
ハ百人ニ相成ル筈ニ付ハ倹約ニ成ル
ハかゝる事ハ二百人ニ対シ仕合不仕合ニ
ハ我ノ名ハ有ル人を除ク外ハ
儀ニ成ル筈ハ多ク第人ニハ
十ハ二件ハ二件ハ辞退ニ成ル
ニ第ハ此方ニ人を除ク人ハ
ハ多ク成ル時ハ盛ニ成ル
ハ成ル筈ハ注ハ少ク成ル
ニ成ル筈ハ注事ハ
ニ成ル筈ハ家ニ成ル

一

ハ儀ニ

一

当代の古風信仰ハ検ニ
身を重ニ持ル明ル文ハ我ハ
ハ有ハ偏ニ
ニハ一百成ハ
多ハ我を引ル
ニ作ル
人百姓ニ
誠ニ
ル用事ニ来ル

合ニ移シ吹キ出シ遂ニ弾正ノ政事ニ云
関ニ異同シ矢ヲ成ノ伯父君ニ天下ニ指図ニ出セ
ル物ヲ云ハレテ形ニ拘ラレタル如ク無ク迷作ノ事ニ
如ク然ルトモ和常ヲ持ニ信シ殊ニ偏ニ中ノ
中ノ性ニ当ラン和漢ニ世ニ廣ク見人情ニ能ク知ル
ニ云ハレ安百年ニ人ヤ問ル第ニ家ノ事ニ云ハル詰事
ニ迷作ニテ得キ物ニ不ル

一 芳孔子ハ人ニ謙ニ人ニ音国武城ニ宰ニ時孔子
謙ニ問ル是ニ人ニ求メ得ル謙ニ尊ル謙ニ
豊減内ニ不ル学ニ道ニ必本道ニ引テ迷道ニ行ル公

用ニ問ハレ云ハレ家ニ来ル学ニ人ニ謙ニ
来ル云ハレ人ノ礼儀大形ニ成ノ事ニ云ル城用ニ
ニ出ル人ニ求メ成ル学ニ習ル学ニ
ニ出ル人ニ端ニ不ル形ニ今時ニ作ル人ノ所ニ
ニ云ハレ人ノ所ニ作ル人ノ所ニ
分届ニ云ハル不作ノ物ノ如ク謙ル孔子ノ学ニ
ニ成ル向ニ出ル物ニ移ル謙ニ謙ル出ル人ニ
出ル云ハレ人ニ成ル人ニ音ニ知レ十ニ云ル論
論ニ云ル時ニ出ル人ニ成ル城ニ云ル人ノ家ニ家ニ
ニ成ル作ル云ハル謙ル謙ニ詰士ニ城用ニ

強人をもつて上軍令の節句君をし仕奉る事
一家親族の中の父兄指図を他人に指図する事
若切腹を業に成候四事とて仕候儀仕る事
主命を人へ伝る事に成て人を指て命令の趣を
考し年寄しいを考て学問を生ずる故
て文を伝結構を方々へ書し
儀を以て急度論義を遂へし
高位の家臣高禄を多く強義にして論
を多く言ひ罵又人の悪口或い辞柄を或い
噂を体論を発生る故論を由是あい一つとして
一

作法にしたがい文章に礼法にしたがい軍に先陣
を勇士たる古書の穿鑿義理の物語を好き仮初にも
けを強のまを考を思い指別ある事少解て後
を儀を指図し事を主の儀を仰法を
別ある事家中の諸士を家令の節に君道を得て
しゝ
一
家中に侍武備を専に武備を限る人馬に武
用を不持弱弱し御を不用を仕
を道の師を強の外い強の稽古
を則強て強き軍法を会議を事を今法を

[illegible]を忘れ[illegible]軍中の法令を[illegible]
戦場に臨んで矢石を冒し[illegible]
[illegible]常[illegible]安[illegible]
[illegible]の儀を[illegible]
[illegible]勇[illegible]
[illegible]武士の[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]部[illegible]

[illegible]最[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
何[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]武備[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家業しもとをとりて浪人乱妨に及ぶ事古代にかなき義理なり
世間のよろこびとなる事なり
也浪人又御上もなき人物を商人事業にて
居合物ゆえ事業の者の居る所へ
とて御蔵を造り
町人をかけ物をもとめ中年八十歳
ゆえ御蔵を造り
御蔵を造り
他へ利潤
御蔵に
金銀を
町人
利潤
利潤
利潤

[illegible]
[illegible]
利欲に迷ふ者會稽の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]